

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株式会社ビー・エム・エル(以下当社といいます)は、「医療界に信頼され選ばれる企業」を目指し、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。

当社はこれらを実現するため、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

当社は監査役設置会社の形態のもと、執行役員制度を導入し業務執行のスピードを高めるとともに、取締役会と監査役会により、執行役員の職務執行の監督および監査を行っております。また、複数名の社外取締役・社外監査役を選任し、取締役会の監督機能強化と監査役会の監査機能強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

<補充原則1－2－4>

当社は議決権電子行使のプラットフォームの利用および招集通知の英訳について導入に至っておりませんでしたが、第62回定時株主総会より英語版の招集通知を作成し開示いたしました。今後も議決権電子行使のプラットフォームの利用について検討を進めてまいります。

<補充原則4－8－1>

独立社外取締役のみの定期的な会合について検討しましたが、独立社外取締役のみを構成員とする会合等による認識の共有は、時には独立社外取締役に期待される各自の独立した判断を阻害する恐れがあると考えました。社外取締役の経営判断に必要な情報に偏りのないよう、個々の社外取締役には適切・均等な情報開示を行ってまいります。

<補充原則4－8－2>

当社は現在社外取締役2名を選任しておりますが、今後3名以上とする場合には筆頭社外取締役の選任も検討いたします。

<原則4－9>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、今後当社独自の独立性基準を定める予定です。

<補充原則4－10－1>

当社は、現在社外取締役は2名であり、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、社外取締役には、取締役候補者の指名及び報酬などの特に重要な事項の検討のみならず、日常的にも忌憚なくさまざまな事項につき、適切な意見・助言を得ながら、取締役会で審議の上、決定しております。今後、取締役会の実効性を検証しながら、任意の諮問委員会等の設置についても検討していく予定です。

<補充原則4－11－3>

当社は各取締役自らにより、取締役会の実効性について議論を繰り返してまいりました。今後も議論を深め、当社における取締役会のあり方を確立した後、アンケート方式等による、取締役会全体を評価する方法の導入を検討していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

<原則1－4>

当社が既に政策保有している株式については、事業戦略・取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で継続保有を判断いたします。

<原則1－7>

当社は、当社役員との取引はございませんが、今後、利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認・確認等を行ってまいります。また、主要株主等との取引は、第三者との取引と同様に決定しております。

<原則3－1(1)>

当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

<原則3－1(2)>

コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

<原則3－1(3)>

当社は取締役等の報酬について、企業価値の向上に資することと個々の取締役の業績への貢献を判断基準として、経営トップによる協議により決定しております。さらに役員退職金を廃止し譲渡制限付株式報酬制度を導入することで、処遇が中長期的な業績による株価に連動する仕組みとしております。

<原則3－1(4)>

当社は取締役候補者の指名については社外取締役を含む取締役会において、また監査役候補者については社外監査役を含む監査役会において審議のうえ決定し株主総会の議案としております。

<原則3－1(5)>

取締役・監査役の各候補者及び経歴等について招集通知に記載しております。

<補充原則4－1－1>

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会

の決議事項以外の内容については、稟議による役員決裁しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限・職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

＜原則4-8＞

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

＜補充原則4-11-1＞

当社の取締役会は、定款で定める取締役16名以内、監査役4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

取締役の選任に当たっては、当社の経営理念、経営戦略をもとに、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定いたします。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

＜補充原則4-11-2＞

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

＜補充原則4-14-2＞

取締役・監査役には、期待される役割・責務に応じた内容の講習会の実施や、社外研修会・講習会等に参加する機会を設ける等、必要な知識の習得及び取締役・監査役の役割・責務の理解促進に努めます。

また、社外取締役・社外監査役については、会社の事業等を理解するための説明会や事業所の見学会を実施する等、継続して情報提供の場を提供してまいります。

＜原則5-1＞

株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、当社ラボ見学会やスマーリーティングを実施しております。

それらの結果は、隨時、経営陣幹部および取締役会に報告しております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)ビーエムエル企画	7,180,056	16.31
近藤 健次	4,435,204	10.07
近藤 健介	2,951,194	6.70
(有)エステート興業	2,779,920	6.31
大塚製薬(株)	2,000,000	4.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,290,816	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	889,300	2.02
第一生命保険(株)	878,000	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	805,800	1.83
(有)マトバリース	762,060	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山村 敏夫	他の会社の出身者												
山本 邦克	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村 敏夫	○	元昭和高分子株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。
山本 邦克	○	元銀泉株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、年4回程度の意見交換を行い、その主な議題は、監査方針、監査計画の調整および会計監査報告の意見交換などを行っております。

監査役と内部監査部門との連携状況につきましては、年6回以上の意見交換会(内部監査室と少なくとも年2回、信頼性保証部と年4回)を行い、その主な議題は、会社の業務および財産の状況の調査と品質にかかる業務改善などです。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
加々美博久	弁護士												
徳尾野信成	税理士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加々美博久	○	加々美法律事務所所長	裁判官および弁護士としての専門知識および経験から、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言が期待できるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。
徳尾野信成	○	徳尾野信成税理士事務所長	税理士としての専門知識と経験に加え、経営全般に高い見識を有しており、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言が期待できるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同制度に関する報酬等の総額を、年額5,000万円または普通株式20,000株を上限とします。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

H29／3期における当社の取締役に対する報酬額は下記の通りです。

取締役13名の年間報酬総額:330百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成29年3月期の取締役および監査役の報酬等の額は、事業報告および有価証券報告書において開示しております。内容は下記のとおりです。

【取締役】支給人員13名

基本報酬:317百万円

ストックオプション制度による報酬:12百万円

取締役合計:329百万円

【監査役】支給人員3名

基本報酬:21百万円(うち社外監査役6百万円)

監査役合計:21百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

月1回の監査役会を開催し、情報共有を図ると共に、必要に応じて社内監査役より個別に情報伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。また、専門分野である検査部門を主な対象として、信頼性保証部による内部監査があわせて実施されており、法令遵守、内部統制システム、リスクマネジメント、品質、環境等についての評価と指導が行われています。また、監査役は、取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、重要な決議書類等の閲覧、本社および主要な事業所の業務および財産の状況調査等により、厳正な監査を実施しております。さらに、監査室と監査役の連携として、監査役会への内部監査結果の報告、監査室と監査役との共同監査等が行われ、適宜情報の交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度の定着を図り、監督と執行の明確な分離を推進することにより、取締役会の機能強化、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化をめざしてまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

招集通知を法定期日前に発送するように努めています。
第62回定時株主総会(開催日6月29日)の発送日は、6月8日でした。

招集通知(要約)の英文での提供

第62回定時株主総会より英文の招集通知を作成し開示いたしました。

その他

株主総会においてビジュアルによるわかりやすい説明を工夫しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

確定決算及び第2四半期決算の決算発表後、年2回決算説明会を開催しています。

あり

IR資料のホームページ掲載

プレスリリースのほか決算短信、株主向け報告書を掲載しています。

IRに関する部署(担当者)の設置

担当部署は経営企画部であり、取締役執行役員経営企画部長が担当しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、その存在意義として「豊かな健康文化を創造します。」と宣言し、顧客・株主等を問わず、広く医療の発展と人々の健康づくりに貢献することをめざしています。この理念は「BML企業理念」に盛り込まれ、グループ全役職員の規範としています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、人々の健康と地球環境の保全に積極的に貢献することを基本理念とした「環境方針」を掲げています。また、温室効果ガスの削減など目標を定め積極的に取り組んでいます。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

上記の内容をホームページに掲載しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制においては、役職員一人ひとりが、法令を遵守し、当社企業理念および「コンプライアンスマニュアル」等に定める行動規範を根幹とし、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行うことにより、社会的使命を果たすことを基本としております。

(1)当社は、取締役会を経営方針の決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役の責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、機動的な対応を行っております。取締役会は、社員等が共有する全社的目標として、中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行しております。

(2)コンプライアンス体制については、グループ会社を含む全役職員を対象とする「コンプライアンス規程」を制定しております。あわせて行動規範を示した「BMLグループコンプライアンスマニュアル」を定め、研修を適宜実施することにより意識徹底に努めています。またコンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するとともに、社内通報制度「コンプライアンス・ポスト」を運営しております。

(3)リスク管理体制については、BMLグループのRM(リスクマネジメント)基本方針を定め、その実行のため「リスクマネジメント基本規程」に基づきRMシステムを構築しております。RMシステムを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備しています。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部(部内に法務室を置く)を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行なっております。

(4)関係会社に対する管理等について「関係会社管理規程」を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図っております。コンプライアンス体制およびRM体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行っています。

(5)当社は、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨んでおります。また警察署やその関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは「コンプライアンスマニュアル」において、下記のように定め、適宜研修等を通じて社内への周知・徹底に努めています。

<反社会的勢力との関係遮断>

1. 私たちは、暴力団、総会屋などにどのような名目でも金品の提供はしません。
2. 私たちは、暴力団、総会屋などを恐れず毅然とした対応をします。
3. 私たちは、問題解決の手段として、暴力団、総会屋などを利用しません。
4. 私たちは、反社会的な活動を行う個人や団体から接触を受けた場合は、個人で対応せず、上司に報告し会社組織としての対応をします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】

